審　査　基　準

平成26年３月20日作成

法　　　令　　　名	古物営業法施行規則
根　拠　条　項	第23条
処　分　の　概　要	盗品売買等防止団体の承認
原権者（委任先）	京都府公安委員会
法　令　の　定　め	古物営業法施行規則第22条（盗品売買等防止団体に係る承認の申請）
審　査　基　準	盗品売買等防止団体の承認の基準は、別紙のとおり
標準処理期間	２月
申　　　請　　　先	申請書は、あなたの業務の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 （電話 075-451-9111 内線3032）
備　　　　　考	